

知名町まちづくり町民会議 事業施策提案 報告会



令和3年9月28日
知名町企画振興課
まちづくり推進室

目 次

1	まちづくり町民会議目的と名簿	P2
2	会議開催	
	令和2年7月27日 第15回	
	・施策提案グループわけ	
	・今年度の目標設定	
	令和2年8月12日 第16回	
	・グループ検討	
	令和2年9月17日 第17回	
	・グループ検討	
	＊各グループでの別日程による個別検討会も実施	
	令和2年10月19日 第18回	
	・グループ検討	
	・施策提案取りまとめ	
	令和2年11月19日 第19回	
	・グループ別発表	
	＊コロナウイルス感染蔓延防止対策のため第20回は中止	
3	町民会議事業施策提案とその後の提案	P4
①	ごみ資源化チーム	P4
②	空き家等対策事業チーム	P5
③	子育て支援チーム	P7
④	高齢者介護、その他の理由による早期退職後に就農した人への支援	P10
4	新庁舎建設場所変更の経緯説明	P12
5	まちづくり町民会議について（今後の展開）	P14



1 まちづくり町民会議目的と名簿

①知名町まちづくり町民会議設置要綱抜粋

(設置)

第1条 町民のまちづくりへの主体的な参画と協働のまちづくりを推進するため、知名町まちづくり町民会議(以下「まちづくり会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 まちづくり会議は、前条の目的を達成するため次の事務を行う。

- (1) まちづくりに関する課題について協議し、町長に提言を行うこと。
- (2) 町長の諮問に対してまちづくりについての調査、審議、提案を行うこと。
- (3) その他まちづくりに関し必要な事項

②知名町まちづくり町民会議名簿

(期間 平成30年12月27日～令和2年12月26日の2年間)

区分	番号	課題G	区分	氏名※カッコは前任者
一般委員	1	空き家	商工会	原田 孝志
	2	ごみ	観光協会	東山 輝昭
	3	空き家	子育て団体	大山 英達
	4	空き家	老人クラブ連合会	淵邊 精四郎
	5	空き家	青年連絡協議会	宗岡 理奈
	6	ごみ	壮年連絡協議会	西 文男
	7	子育て	地域女性団体連絡協議会	長山 美香
	8	子育て	社会福祉協議会	元栄 恵美子(安田 輝秋)
	9		鹿児島県(沖永良部事務所)	(黒木 裕)
	10		知名町議会	外山 利章
	11	農業	民生・児童委員	皆吉 秀一(伊井 亮雄)
	12	子育て	保育関係代表	林 真希子
	13	空き家	区長会	東 則雄(吉田 末次)
	14	ごみ	沖永良部島漁業協同組合	松元 勇斗
	15	農業	農業分野(花)	幸山 利忠
	16	農業	農業分野(野菜)	久本 和秀
	17	農業	農業分野(さとうきび)	池沢 清良
	18	農業	農業分野(たばこ)	赤池 武彦
	19	子育て	農業分野(果樹)	西田 和希
	20	農業	シルバー人材センター	新納 善八郎
	21	農業	フローラルホテル	東 彰男
	22	空き家	航空自衛隊第55警戒隊	上村 広輝
	23	空き家	建友会	久保 勝吉
	24	農業	金融機関代表	島名 岳人(城山 衣帆)
	25	ごみ	あまみ農業協同組合 知名事業本部	福 茂治(島 元嗣)
	26	空き家	地域おこし協力隊	橋井 杏(勘里 絵利奈)
	27	子育て	医療機関関係	森 孝司
	28	子育て	NPO法人等	内山 将哉
	29		沖洲会関係者	
	30	ごみ	学識経験者等	西 盛治
	31	子育て	学識経験者等	清水 恵子
	32	ごみ	学識経験者等	宗岡 須賀美
公募	33		公募委員	朝戸 武勝
	34	子育て	公募委員	前田 安彦
	35	ごみ	公募委員	金城 良太郎
アドバイザー	1		合同会社 地球村研究室	石田 秀輝
	2		鹿児島大学	金子 満

1 ごみ資源化チーム

(1) タイトル：すべてのゴミは（未利用資源として）エネルギーや資源になる！

(2) 未来の知名町の姿

「ゴミが生まれ変わる先進知名町」

(3) 課題と目的

何を：島で発生するすべての一般廃棄物&海岸漂着ゴミ。

どうする：資源やエネルギーに変換、ゴミ処理費用や地球環境負荷の削減、2050年ゼロ・カーボン達成貢献。

- ① 啓発活動→ゴミはエネルギーや資源。
- ② 徹底したゴミ分別→有価物の抽出、クリーンセンターの負担軽減。
- ③ 設備導入調査&導入→有価物の資源化、エネルギー化。
- ④ 離島モデルの確立→観光化 2050年ゼロ・カーボンへの貢献。

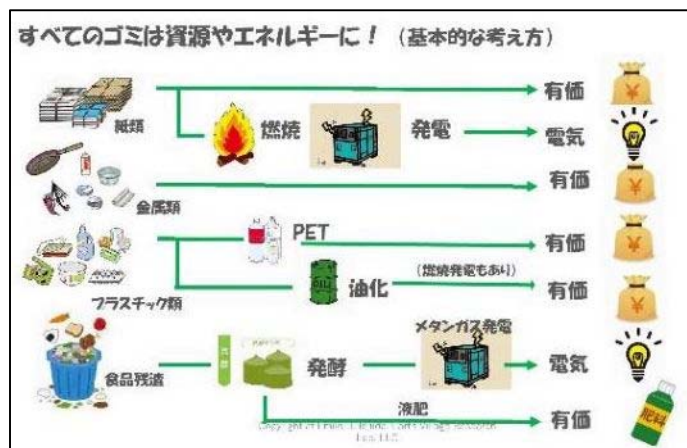
(4) 数値目標

ゴミの有効利用の事業化（資源化、エネルギー化）島嶼国における先進モデル→

ゴミの生まれ変わる先進知名町→ゴミ資源化モデルの観光化⇒2050年ゼロ・カーボン

(5) 具体的な事業

- ① 子どもたちへの啓発教育事業
 - ・すべてのゴミは資源やエネルギーに換算。
 - ・海ゴミゼロアワードへの参加。
- ② 徹底したゴミ分別
 - ・分別競争モデル実証事業。
 - ・区長会での啓発活動。
- ③ 有価物の抽出&クリーンセンターの負荷低減
 - ・海岸漂着物対策事業（教育と調査、収集情報、プラスチック油化調査事業）。
 - ・食品残渣のエネルギー実証実験（液肥肥料・メタンガス活用）。
 - ・有価物の資源化、エネルギー化のための必要な設備導入調査と導入。



進捗状況

(1) 子供たちへの啓発教育事業【保健福祉課】

分別の重要性について学んでもらうため、啓発冊子を作成し、授業の一環として取り入れられないかの提案を受け、ワーキンググループ等を立ち上げ、令和3年度中に事業提案する予定です。学校教育課との連携が必要ですが未だ取り掛かれていない状況です。

(2) 徹底したごみ分別【保健福祉課】

各字のゴミステーションの状況について、分別できていないゴミや収集日と違うゴミが出されていた時など、収集員に作業日誌として記録しています。今後、作業日誌をもとに字ごとに集計し区長会で報告したいと考えています。報告の内容・方法等については検討中です。

(3) 有価物の抽出&クリーンセンターの負担軽減【保健福祉課】

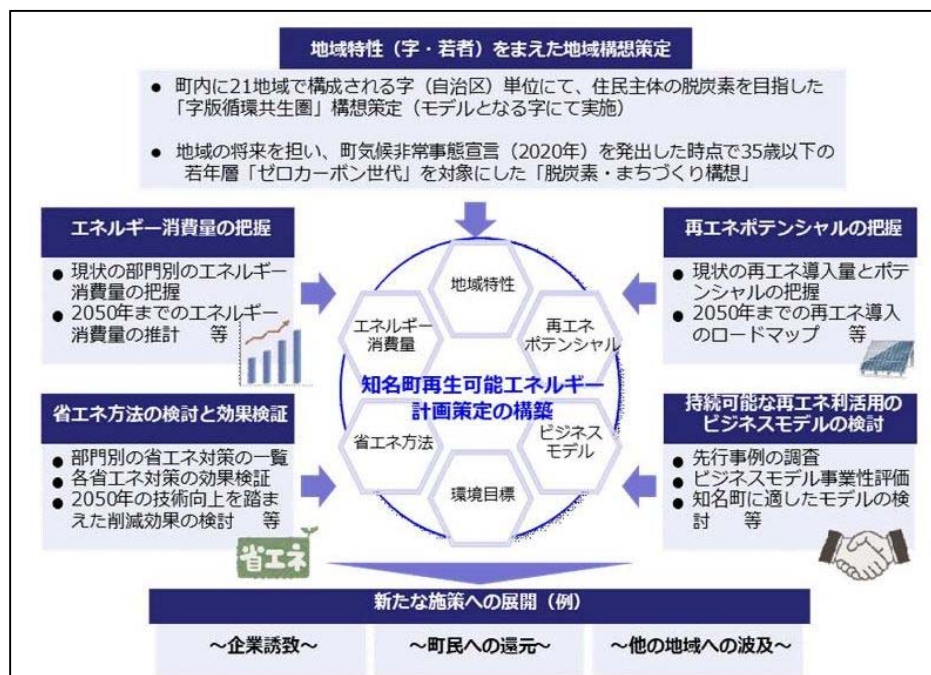
現在、おきのえらぶ食品リサイクルセンター(長寿園の裏)において知名町の飲食店や施設から生ごみを回収し、液肥化する事業を行っており、令和2年度実績で回収量約140トン、液肥販売額約40万円となっております。生ごみは燃焼コストがかかるため、生ごみをクリーンセンターではなくおきのえらぶ食品リサイクルセンターで液肥化することにより、クリーンセンターの負担軽減になっています。

おきのえらぶ食品リサイクルセンターの状況をふまえ、食品残渣発酵実験装置の導入は検討中です。

補足 令和3年度海岸漂着物等地域対策推進事業→P14 詳細資料

海岸漂着ゴミ回収と漂着ゴミに関する環境教育を実施

補足 令和3年度再生可能エネルギー計画づくり事業【企画振興課】



2 空き家等対策事業チーム

(1) タイトル：空き家マッチング事業

(2) 未来の知名町の姿

空き家等を有効活用し I・U ターン者が空き家に入ることによって「新しい風が吹く明るい雰囲気のある町」。

(3) 課題

- ① 空き家等を活用するため、状態を調査分析する。
- ② 空き家毎の利用者と使用方法の組み合わせを考える。
- ③ 町に総合的な対応が出来る「空き家対策協議会（仮）」を設置し、空き家等の有効活用を横断的に設置。

(4) 数値目標

空き家 約 300 棟（区長会調べ）のカテゴリ化を実施し、それぞれ対応策を実施。

(5) カテゴリ化する

1 年あたり 50 件目標

住宅カテゴリー ランク	状態	内容	方針	町対応範囲
A	そのまま貸 せる	特になし	特になし 住宅を貸す基本 研修等	情報提供 空き家バン ク
B	一部改修	総額〇円以下 水まわり 風呂、トイレ、台所程度	補助：個人が改 修するものへ補 助	助成 空き家対策 協議会（仮）
C	大規模改修 が必要	総額〇円位階 ランクBを含め シロアリ駆除 水洗化	補助：集落が改 修管理 DIY自由物件 建築学科学生に 提供	
D	危険家屋	解体費用〇円以上に助成 更地で売却等	家主との協議 地域との協議	

(6) カテゴリ C の活用方法

- ① 集落のコミュニティスペースとしての活用。
- ② 建築関係の大学生や、入居者が自由に DIY できる等など。
- ③ 若者・高齢者のシェアハウス。
- ④ 集落が町から改修費用をもらい、管理する（その集落に必要な人材（子育て世代や、各種団体のリーダー的な人や、その地域に不足している人材）を募集し、エラブことが出来る！

(7) 実現に向けて

空き家対策協議会（仮）を設置することが重要（貸して×借り手のマッチング）

進捗状況

(1) 空き家対策協議会

危険家屋について令和3年に総務課から建設課へ事務移譲がされました。

また、空き家改修・危険家屋等の担当が交代したことなどもあり、協議会設置について話し合いが中断している状況にありますが、今後、協議会設置に向け再始動する予定です。

(2) 危険な空き家の解体費用助成（令和3年度）【建設課】

町民の安心・安全の確保と住環境の改善を図るため、危険空き家等の解体費の一部を補助します。

解体費用：（補助対象工事）に10分の8を乗じて得た額の2分の1以内の額（上限50万円）

申込期間：令和3年6月1日～令和3年6月30日

(3) 知名町移住定住促進空き家活用事業（令和3年度要綱見直し）【企画振興課】

町では、空き家の有効活用をととして、町内への移住及び定住、産業振興、観光開発、交流促進等による地域の活性化を図るため、空き家の改修に要する経費に対し、補助を交付します。

補助金額：対象事業費の3分の2を乗じて得た額（上限200万円）

申込期間：令和3年9月6日～令和3年9月17日まで

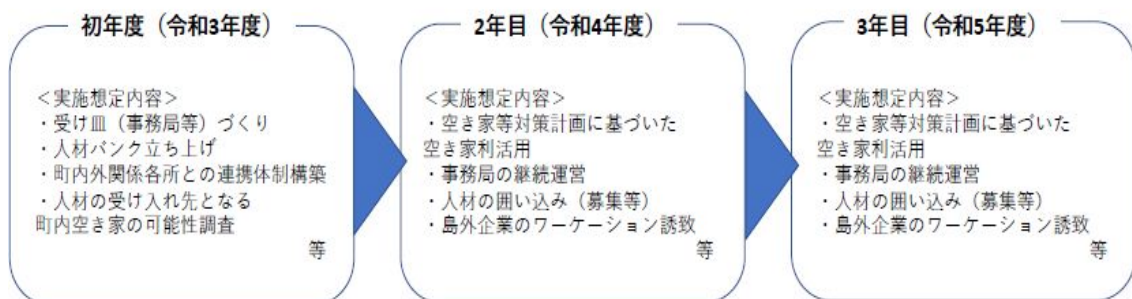
*見直し内容：対象に字（集落）を追加し、字が求める人材を字基準で募集できることが可能となった。カテゴリC④に該当。

補足：関係人口と地域の担い手獲得のための広域連携事業（令和3年から令和5年）

ふるさと財団事業 【企画振興課】

人口減少による担い手不足を解消するため、企業や大学との協働・共創による担い手獲得とその仕組みづくりを行い、その人材が住むための住宅を確保する。

その中で、一級建築士による集落にある空き家を調査しカテゴリ分けを実施します。



3 子育て支援グループ

(1) タイトル：子育て総合窓口

(2) 未来の知名町の姿

子育て世代が不安なく子育てができる。(誰も取り残さない きめ細やかな子育て支援が実施できること)

(3) 課題

- ① 子育てを包括的に解決するところがない。
- ② 地域への子育てに関する周知不足。
- ③ 不安や問題の解決策や関係する課について、町のホームページを調べても適切な答えが見つからない。

(4) 数値的目標

子育てに関する情報の提供。

子育て関係課連携強化。

*子育て世代が不安や問題に際して、気軽に利用することが出来き、「ここに行くと適切なところへ繋がる」安心感をもてる場所の創設→利用件数で判断。

(5) 対象

子育て世代(0歳から18歳までのお子さんを養育している方) 約400世帯

(6) 具体的な行動

子育て総合窓口(仮称)の設置(子育て相談コンシェルジュといった役割)

(7) 提案内容

- ① 子育て支援に関する事業が複数の課に分散しているので、子育て支援に関する情報を総合的・俯瞰的に集約し、相談の玄関窓口となる場の設置。
- ② 子育て支援に係る関連各課の連携を促すためのキーパーソンとしての位置づけが必要。福祉分野のみならず教育分野においても、より緊密な連携強化。
- ③ 総合窓口の担当者は、業務に関する幅広い知識・高い面談能力が必要とされ、物心両面において大きな負担が強いられるので、給与・保障においての待遇面に配慮が必要である。
- ④ 相談者に対する利便性維持の観点から、人事異動に左右されない長期的な係配置が望ましいが、民間委託を含め検討する必要がある。
- ⑤ 必要に応じた関連各課の統廃合や業務の再編が必要である。
- ⑥ 国県の補助金を有効活用できないか検討を進める。
- ⑦ 準備期間が必要なことから、新庁舎運用開始と合わせて事業開始が図れないか検討する。

進捗状況

「子育て相談窓口」について

(1) .提案事項についての検討結果【子育て支援課】

- ① 子育て支援に関する事業が複数の課に分散しているので、子育て支援に関する情報を総合的・俯瞰的に集約し、相談の玄関窓口となる場の設置。

「回答」予算の確保や費用対効果等を踏まえて、現段階では専門窓口設置および人材配置は行うことが難しいが、相談を受けた際に、適切な部署につなげるよう関係各課の連携を深める。

- ② 子育て支援に係る関連各課の連携を促すためのキーパーソンとしての位置づけが必要。福祉分野のみならず教育分野においても、より緊密な連携強化。

【回答】①の回答と同じ。

- ③ 総合窓口の担当者は、業務に関する幅広い知識・高い面談能力が必要とされ、物心両面において大きな負担が強いられるので、給与・保障においての待遇面に配慮が必要である。

【回答】①の回答と同じ。

- ④ 相談者に対する利便性維持の観点から、人事異動に左右されない長期的な係配置が望ましいが、民間委託を含め検討する必要がある。

【回答】①の回答と同じ。

- ⑤ 必要に応じた関連各課の統廃合や業務の再編が必要である。

【回答】新庁舎建設までに、業務の再編等については、関係各課にて協議を進める。

- ⑥ 国県の補助金を有効活用できないか検討を進める。

【回答】「重層的支援体制整備事業」の導入可否について保健福祉課（障がい）・包括支援センター（介護）・子育て支援課（子育て）の各担当で令和3年7月27日に協議。「子ども・子育て支援交付金」の活用について子育て支援課にて課内会議を開催し、活用できる補助金の検討を行い、現時点においては、各課の業務における連携は必要だが、事業導入は難しいと判断となる。

- ⑦ 準備期間が必要なことから、新庁舎運用開始と合わせて事業開始が図れないか検討する。

【回答】①の回答と同じ。

(2) .町民会議事業施策提案を受けて、その他の取り組み【子育て支援課】

- ・令和2年度産業フェアにて、育児の日の啓発のための缶バッジ配布をするとともに、相談窓口案内カードを子連れの家庭に配布を行った。
- ・令和3年度発行の子育て支援パンフレットにおいて、相談窓口についての文言を掲載を行った。

補足：地域子育て支援拠点施設「そら・SORA」【保健センター】

令和3年4月8日にフローラルパーク管理棟内に開所した施設は、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安、悩みを相談できる場を提供する地域子育て支援拠点事業と、子どもの一時預かり（冠婚葬祭や急な用事、体調不良、リフレッシュ(美容室に行きたい！ 1人の時間が欲しい！ 大掃除をしたい！ ちょっと息抜きしたい！ 子どもに集団生活をさせたい!) などを行う場所です。

指定管理先：知名町社会福祉協議会、保育教諭の資格を持つ職員5人で開始。

「子育て広場」は月曜～金曜 午前10時～午後3時開所（無料）。

「一時預かり」は月・火・水・金・土 午前7時半～午後7時半

（基本午前8時半～午後5時半）開所（有料）。



そら・SORA（写真）

補足：「知名町子育て応援きっぷ」【子育て支援課】

（目的）

乳幼児（生後3ヵ月から就学前の保育所等に入所していない者）を保育する
保護者等の育児負担を軽減することで家庭における育児の充実を図る

（切符について）

1人につき年間12枚。1枚300円。（利用を指定された保育所等にて利用可能）

（受入施設）

- ・認定こども園 すまいる、認定こども園 きらきら、しらゆり保育園、そら・SORA

4 高齢者介護、その他の理由による早期退職後に就農した人への支援

(1) タイトル：農業次世代人材投資事業

(2) 未来の知名町の姿

就農者へ年齢にかかわらず補助事業や支援が受けられる環境を構築する。

(3) 課題

- ① 50 歳以上の I・Uターン者への支援事業が少なく、情報提供や研修会の案内もない

(4) 数値的目標

- ① 1 段階目

相談窓口を農林課内に設置する。(登録制)

50 歳以上(シニア世代)の I・Uターン者が最初に声を掛けそうな字区長・農業委員・各出荷団体・シルバー人材等へ相談窓口の案内を配布する。(サポートチームの結成)

登録者の名簿を作成し、支援のニーズを把握する。

- ② 2 段階目

求める支援を事業化できるか協議する。

協議検討後、施策を提案する。

(5) 対象

役場農林課・農業委員会・県の農業普及課・J A 営農販売課・さとうきび対策本部・指導農業士で新規就農者をサポートする体制があるので、50 歳以上(シニア世代)のサポートも今後行うように技連会の中で周知する。

(6) 具体的な行動

次世代を担う農業者となることを志向する 49 歳以下の者に対し、就農準備段階や経営開始時の経営確定を支援する資金を交付する。

進捗状況

検討については、以下の理由で実施しませんでした。【農林課】。

課題について対象者が限定される(認定農業者や認定新規就農者等)情報や研修会については案内の送付はないが、それ以外については防災無線にて情報提供を行っている。

数値的目標の1段階目については、現状、字区長及び農業委員よりI・Uターン者(農業希望者)の紹介があるため相談窓口として機能している。

2段階目については機械・施設等の整備事業については50歳以上の生産者から多数要望があるため、その都度対応している。

農業次世代人材投資事業のような経営開始直後の生活支援等の資金の要望は無く、既存事業で対応できている。

4 新庁舎建設場所変更の経緯説明



(新庁舎建設場所の変更)

新庁舎の建設場所については、知名町新庁舎基本計画（以下、基本計画。）において、近隣施設との連携性等を考慮して、**水利事業所向かいの候補地 B**で建設することとしていましたが、地質調査（ボーリング調査）をもとに基本設計で基礎工法等の検討を行った結果、令和 3 年 1 月に地質の状況等から杭工事（場所打ちコンクリート杭）が必要となり、基礎工事に**約 2.8 億円の多額の費用を要することが判明したことから建設場所についてあしびの郷・ちな周辺で再検討することになりました。**

なお、新たな建設場所としては、これまでの新庁舎建設基本構想検討委員会及び知名町まちづくり町民会議等において「あしびの郷・ちな周辺」を候補地としていることから、あしびの郷・ちな北側駐車場の北側民有地である候補地 A を新たな建設場所候補地として、仮調査を令和 3 年 3 月に実施し、庁舎平面をほぼ確定してから本格調査を令和 3 年 6 月に地質調査を行いました。

その結果、庁舎の建物全体を支える支持層が地盤面より浅い位置で確認され、杭工事が不要となり基礎工事において、大幅なコスト削減が見込まれる状況となりました。

さらに、あしびの郷・ちな北側駐車場の北側民有地の候補地 A は、当初の建設予定地である水利事業所向かいの候補地 B に比べて、庁舎の周囲に有効な広さが確保できることから庁舎に近接して来庁者駐車場及び公用車駐車場等の配置が可能となりました。

また、災害応急対策活動の拠点として、平常時の業務機能を確保した上で、円滑に災害応急対策活動を行うことができるように、緊急車両の駐車、救護・支援物資等の集積、来庁者や職員等の一次避難等への使用を想定し、一体的な活動、柔軟な共同利用等に対応できるような全体の配置計画とする必要がありました。

以上のことから、あしびの郷・ちな北側駐車場の北側民有地の候補地 A を新たな建設場所として決定しました。

【参考】

* 水利事業所向かいの候補地 B は、3 社から見積をとったところ 2.8 億円から 3.3 億円内であった。

5 まちづくり町民会議について（今後の展開）

（１）.運営体制の見直し

- ① 委員数 35 名→10～15 名程度（中・高校生を含める）
- ② 開催時間を平日夕方から日曜日の午後に変更

（２）.町民会議の目的（案）

- ① 従来の町事業に対しての施策提言を行う。但し、施策提案を行う前に町民会議で課題を抽出し、関係課から説明を受けて１つに絞り協議を行う。協議を行う場合、担当課の出席を求め協議に参加する。
- ② 総合振興計画に基づく事業を民間・集落等が実施する場合の審査機関として位置付ける

（３）.実施時期

令和３年１２月を開始予定とする。

令和3年度海岸漂着物等地域対策推進事業

担当課：企画振興課

事業の名称	令和3年度知名町海岸漂着物対策事業【回収・処理】						
事業実施主体	知名町						
事業の目的	本事業は、令和3年度海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金を活用し、定期的に町内海岸漂着物の回収・処理を行うことで海岸の美化及びその維持を目的とする。						
事業の実施方法、内容	定期的に対象海岸の漂着物回収を行い、収集した漂着物は島内の焼却施設へと運搬し処分を行う。						
事業の実施体制	回収及び焼却施設までの運搬を民間事業者へ委託する。						
実施期間	令和3年6月～令和4年1月						
事業の成果目標	<table><tr><th>項目</th><th>目標</th></tr><tr><td>海岸漂着物等の回収・処理量（トン）</td><td>16</td></tr><tr><td>回収・処理事業実施海岸線延長（m）</td><td>2,544</td></tr></table>	項目	目標	海岸漂着物等の回収・処理量（トン）	16	回収・処理事業実施海岸線延長（m）	2,544
項目	目標						
海岸漂着物等の回収・処理量（トン）	16						
回収・処理事業実施海岸線延長（m）	2,544						

担当課：学校教育課

事業の名称	令和3年度知名町海岸漂着物対策事業【発生抑制】
事業実施主体	知名町
事業の目的	本事業は、令和3年度海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金を活用し、海岸漂着物回収の経験が豊富な民間事業者や町内の地域住民等の協力を得て、海岸漂着物等の発生原因に係る調査分析、海岸漂着物等の発生抑制対策に係る環境教育・普及啓発事業を実施する。
事業の実施方法、内容	(1) 海岸漂着物の調査・分析 知名町地域において、町やボランティア海岸清掃等で回収された海岸漂着物の発生原因を調査するため、素材別・種類別の詳細な分析を行うとともに、バーコードやラベル、形状等から製造国の分析が可能なペットボトル・飲料缶等については、製造国の分析を実施する。分析作業には地域住民の協力を得る。 (2) 海岸漂着物等の発生抑制対策に係る環境教育・普及啓発 町内の小学校を対象に、上記の「海岸漂着物の発生原因に係る調査」やこれまでに実施されてきた海岸漂着物の発生抑制に係る普及啓発・環境教育の事例を踏まえ、海岸漂着物に係る環境教育を推進している事業者や民間団体の協力を得た上で、海岸漂着物等の発生抑制対策に係る環境教育・普及啓発を行う。 現時点で予定している環境教育・普及啓発の内容は以下のとおりである。 ① 沖永良部島の海の環境と生物（サンゴ礁、砂浜、海草藻場、干潟等） ② 戦後の沖永良部島の土地利用の移り変わり ③ 沖永良部島の自然の特徴 ④ 海岸漂着物の様々な問題（ごみの種類や量、流出したごみの行方、ごみの生物への影響） ⑤ 漂着ごみ対策に関する世界の動向 ⑥ 漂着ごみの対策として、自分たちでできること ⑦ 奄美群島の海岸漂着物の状況と対策（ごみの種類・量・発生源、漂着の状況、ごみを出さない工夫等）
事業の実施体制	知名町が民間事業者へ委託する。 （1）海岸漂着物等の発生原因に係る調査 委託事業者、地元住民 （2）海岸漂着物等の発生抑制対策に係る環境教育・普及啓発 委託事業者、民間団体
実施期間	令和3年6月～令和4年1月